

単独型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（事業目的）

第1条 フジ・エステート有限会社が設置運営するケアサービスセンターいずみ（以下「事業所」という。）は、介護を行う者が疾病その他の理由により要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下「利用者」という。）が一時的に介護又は、機能訓練を必要とする場合に、当事業所において適切な指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供し、これらの利用者及び家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（短期入所生活介護の運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な介護を適切に行う。
- 2、 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3、 事業所は、事業の運営に当っては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（介護予防短期入所生活介護の運営の方針）

- 第3条 介護予防短期入所生活介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2、 介護予防短期入所生活介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当り、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3、 介護予防短期入所生活介護の提供に当っては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできる事は利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めることとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一、 名称 ケアサービスセンター いずみ
- 二、 所在地 大垣市長松町字宮ノ前 844 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務の内容は、次のとおり。

- 一、 管理者 1 名 事業の運営管理等に関すること。
- 二、 医師 1 以上 利用者の健康管理等に関すること。
- 三、 生活相談員 1 以上 利用者の生活相談業務等に関すること。
- 四、 看護職員 利用者の看護・保健衛生等に関すること。
- 五、 介護職員 昼間、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置する。夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員、又は看護職員を配置する。
- 六、 ユニットリーダー ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
ユニット毎の効率的・効果的な運営に関すること。
- 七、 機能訓練指導員 1 以上 利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退防止の
訓練指導及びレクリエーションの実施に関すること。
- 八、 栄養士 利用者の栄養に関すること。給食業務委託管理事業所との連携を図ることにより栄養士が定期的に施設訪問し、必要な業務を行う。
- 九、 調理員 適当数 調理に関すること。
- 十、 運転手 適当数 利用者の送迎に関すること。
- 十一、 その他の職員 適当数

(単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の定員)

第6条 定員は21名とする。(2ユニット：10人、11人)

ただし、介護予防短期入所生活介護事業の利用者数も定員数に含まれる。

(単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第7条 単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の内容は、次のとおりとする。

- 一、 相談援助等
- 二、 介護（移乗や排泄の介助、見守り等）
- 三、 食事の提供（必要により療養食を提供する）
- 四、 健康管理・栄養管理
- 五、 入退所時送迎
- 六、 入浴及び清拭並びに排泄介助

七、 機能訓練

八、 10人及び11人を1ユニットとした生活共同室における利用者相互の交流、
懇談、食事等

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第8条 単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業を提供した場合の利用者から受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業が法定代理受領であるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

2、 その他の費用については重要事項説明書記載の通りとする。

一、 食費

但し、介護保険負担限度額で食費と設定される金額をそれぞれ徴収する。尚、実際に食した1日の合計金額が負担限度額に満たない場合は実際に食した金額を徴収する。

二、 滞在費

但し、介護保険負担限度額でユニット型個室として設定される金額をそれぞれ徴収する。

三、 理美容代

四、 各号に掲げるもののほか単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業を行う上で、日常生活において通常必要となるものに関する費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる実費

五、 利用者の事情により送迎が必要となった場合には、片道500円の実費を徴収することができる。

3、 前2項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。

4、 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び利用について説明を行い、同意を得るものとする。

5、 第2項の費用の額について経済状況の変動等止むを得ない事情により変更を必要とする場合は、事前に利用者又はその家族に対し、十分な説明を行い、同意を得た上で変更が出来るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大垣市及び不破郡垂井町、養老郡養老町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の利用中の日程は、出来る限り利用者の日常生活に合わせた日課表による

ものとするが、利用者は職員の同行なく外出したり、むやみに他の利用者の居室や職員室等に入室することは禁止するものとする。

- 2、 施設の備品等の利用にあたっては事前に施設の許可等をうけるものとする。
- 3、 利用者の責任により施設の備品等に破損があった場合その損害賠償は利用者が負うものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者について、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、当該利用者の主治医又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年一回以上）に実施しなければならない。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対応)

第13条 単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的（年2回以上）に行うものとする。

- 2、 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

- 2 虐待の発生又は、その再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

二、虐待の防止のための指針を整備するものとする。

三、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四、上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメントの防止)

第15条 事業所は、利用者又は家族等に対しハラスメントを防止する事が介護サービスの円滑な提供につながることを説明するものとする。

一、ハラスメント防止に関する責任者を選定し、従業員に対してハラスメント防止を啓発・普及する為の研修を実施するものとする。

二、サービス提供中、ハラスメントが発生した場合、速やかに利用者の家族及び行政機関に連絡するとともに、ハラスメント報告書、再発防止対策に努めその対応について協議する。

三、ハラスメントが契約解除の要因になることを説明するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(契約時の書面の交付)

第17条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2、 契約締結に際しては、提供する単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第18条 単独型ユニット型短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保)

第19条 管理者等は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一、 採用時研修
- 二、 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2、 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - 一、 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二、 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
 - 三、 事業者は従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(重要事項の提示)

第21条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第22条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知る得た利用者又はその家族の秘密を第三者にも漏らしてはならない。

- 2、 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第23条 単独型ユニット型短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業を提供する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第24条 単独型ユニット型短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第25条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、フジ・エステート有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は平成16年11月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成24年5月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成27年5月1日から施行する。

この規程は平成27年12月1日から施行する。

この規程は平成30年5月20日から施行する。

この規程は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和2年1月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和6年6月1日から施行する。